



歳末の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本年も一年、大変お世話になりました。皆さま良いお年をお迎えください。

重要情報

1. 税制改正大綱発表 年明けより法案策定へ

政府与党による大綱が発表されました。消費税インボイスの負担緩和措置(右欄マメ知識参照)、電子取引保存ルールの要件緩和措置(下記2)、相続贈与税の大幅見直し(下記3)が目玉です。

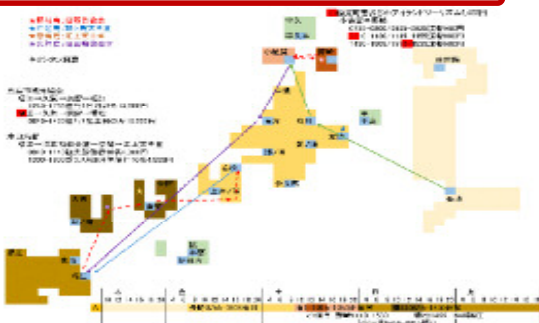
2. 電子取引保存ルールの要件緩和

電子取引についてR6.1月から強制される請求領収データの保存ルールの検索要件は、紙印刷を整理と保存し税務署にデータ開示をする場合に条件付きで緩和されます。スキャナ保存も大きさ情報が不要となり、導入が容易となります。

3. 相続贈与税の大幅見直し

R6年以降、生前贈与をなかつたものとみなす持ち戻し加算の対象期間が、現行の相続前3年から7年に延長されます。同年以降の相続時精算課税について、毎年110万円の非課税枠が新設され、持ち戻し精算の対象財産から除外されます。

元バックパッカー赤羽の旅断(バツ)



2022年五島~GoToGOTOU~その0新連載のご紹介
夏の家族旅行は、長崎原爆資料館と、五島でした。どうせなら列島縦断しようということで、船の時刻表を並べ、現地ツアー催行曜日を睨みつつ、外せない見どころと宿泊地を繋ぎ合わせます。万一船便が欠航した場合にリカバリーできるようにしつつ、子連れ旅ですので無理もできません。今まで一番旅程を組むのが大変でした。1日目【長崎市】:平和公園、原爆資料館、二十六聖人記念館、眼鏡橋、大浦天主堂、出島、中華街。2日目【上五島町】:頭ヶ島天守堂、鯛ノ浦教会、中ノ浦教会、龍観山展望台、蛤浜海水浴場。3日目【小値賀野崎島】:野崎集落跡、旧野首教会、舟森集落崖地十字、小値賀町歴史民俗資料館。4日目【久賀奈留島】:久賀島半屋の窄、旧五輪教会堂、江上天守堂、キリシタン洞窟、ハリノメド。5日目【五島市】:堂崎天主堂、水ノ浦教会、楠原教会、鬼岳天文台、魚籃(ぎょらん)観音展望所、高浜海水浴場。お楽しみに。

☆事務所からの連絡☆

年末調整に引き続き、年明けから給与支払報告、法定調書や償却資産税の申告などが始まりますので、ご準備をお願いいたします。

1月のイベント

- ・(納特分)下期源泉税納付
- ・法定調書、給与支払報告
- ・償却資産税申告
- ・確定申告準備(2月上旬までに資料提出のこと)

税金マメ知識

R5.10月から開始する消費税インボイス制度につき、中小事業者の事務負担に考慮する緩和措置が、この度発表された税制改正大綱に盛り込まれています。

①年商1億円以下の事業者は、インボイス後6年間は、1万円未満の経費についてインボイス保存義務が免除(帳簿作成は必要)されます。

②売上金の回収時に差し引かれる振込手数料など、1万円未満の値引きや減額については、いわゆる返還インボイス(値引き計算書)の作成交付義務が免除されます。

③インボイス事業者登録の結果、もともと免税だった零細事業者が課税事業者となる場合に、インボイス後3年間は仮受消費税の2割相当を申告納税額とする計算特例措置が設けられます。

晩酌のじかん

忘年会シーズン、都会ではコロナ前とまで言えませんが、それなりの雰囲気に戻ってきました。わたしと言えば今年12月の忘年会はゼロ参加。すっかり「外」で飲めなくなりましたが、酔って帰るのもしんどくなって…いやいや、運動不足なだけです!



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red